

知的財産推進計画 2010

2010年5月21日

知的財産戦略本部

知的財産推進計画 2010

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I. はじめに | 1 |
| II. 基本認識 | 2 |
| III. 3つの戦略及び重点施策 | |
| 戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化 | 3 |
| 戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 | 4 |
| 戦略3 知的財産の産業横断的な強化策 | 5 |
| IV. 分野別戦略 | |
| 戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化 | 6 |
| 戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 | 10 |
| 戦略3 知的財産の産業横断的な強化策 | 23 |
| V. 工程表 | 35 |

I. はじめに

- 経済のグローバル化が進展し、国際競争が激化する中、一度は追い付いたかに思えた欧米諸国には再び引き離され、猛進する新興国には追い付かれ、追い抜かれつつある。これが我が国の現在の姿ではないだろうか。
- しかし、これは我が国の本来の姿ではないはずである。我が国はもっと大きな潜在力を持っている。国民に広く行き渡った教育、多くの分野で最先端を走る科学技術、「クールジャパン」と呼ばれるコンテンツなど、我が国は世界有数のクオリティを誇る資源を数多く有している。
- これらの持つ潜在力を最大限に発揮することができれば、海外市場での競争に勝ち抜くとともに、国内市場を活性化し、大きな経済成長を達成できる。
- その際に必須となるのが、国際標準や知的財産の活用である。優れた技術やコンテンツなどの知的財産を最大限に活用するためには、人材の育成、イノベーションの創出、国際標準の獲得、グローバルな事業展開のための戦略を総合的に推進していかなければならない。
- これを実現するため、知的財産戦略本部においては、政府全体の新成長戦略と連動した「知的財産推進計画 2010」を策定する。本計画と、産業政策、科学技術政策、情報通信技術政策といった各分野の戦略が相まって、新成長戦略における成長目標の達成が可能となる。
- そのためには、産業界、大学、政府などの関係者が一丸となって、個々の利害を超え、オールジャパンで取り組まなければならない。我が国の潜在力発揮を妨げている要因を取り除き、本来の力を最大限発揮することができれば、必ずや「日本復活」を成し遂げることができるはずである。
- 10年後、「知的財産推進計画 2020」は、このような危機感に満ちた言葉ではなく、希望に満ちた言葉で始まるように。今、行動すべき時である。

Ⅱ. 基本認識

- 我が国の技術力は多くの分野で依然として世界最高水準だが、そのことが我が国の産業の国際競争力に必ずしも結びついていない。これは国際競争力が、優れた技術を前提としながらも、それだけではなく、画期的なビジネスモデルや、戦略的な国際標準化を含む、総合的な知的財産マネジメントに依存するようになったためである。すなわち「知を使う知」の競争が熾烈になってきたのである。
- 戦略的な国際標準の獲得と活用を巡っては、米国・EUのみならず、中国やインドといった急速に成長する新興国を巻き込んだ戦略的な展開が、我が国の政府および企業にとって不可欠となっている。
- 今後世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する特定戦略分野（例：「環境・エネルギー（グリーン・イノベーション）」、「医療・介護（ライフ・イノベーション）」）で、戦略的な国際標準の獲得や知的財産の活用、イノベーション創出を阻む要因の解消を通じ、国際競争力を向上させるためのオール・ジャパンの戦略を推進する。
- また、技術力と並んで我が国が強みを持つ文化力（表現力）は「クールジャパン」として世界から評価されているが、産業面でその潜在力を発揮しておらず、ソフトパワーを生かし切れていない。デジタル化・ネットワーク化の進展に伴うデジタルコンテンツの重要性の高まりも踏まえ、成長産業として国際展開を推進するとともに、他産業とも連携して波及効果を発揮していく。
- さらに、こうした個別産業の施策を支えるべく、産業横断的な施策として人材育成、知財制度の改善、産学官がイノベーションの出口イメージを共有して共創する場の構築を実行する。これらを通じ、技術力（ものづくり力）と文化力（表現力）の総合力を活かす知財戦略を構成する。
- 今回の知的財産推進計画は、過去の計画の延長上にあるのではなく、今後の我が国の産業の国際競争力強化のための中枢に位置づけ、新成長戦略と連動し、科学技術政策、情報通信技術政策と一体化してスピード感を持って推進する。

Ⅲ. 3つの戦略及び重点施策

知的財産推進計画 2010 では、政府の新成長戦略と連動し、国際標準化特定戦略分野の国際競争力を向上するための戦略的な国際標準の獲得を通じた競争力強化を推進し、我が国のコンテンツ強化を核とした成長戦略を展開し、知的財産マネジメントを産業横断的に強化する。

戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

- 今後、世界的な成長が期待され、我が国が優れた技術を有する産業分野を「国際標準化特定戦略分野」として選択と集中を行い、まず注力すべき7分野について、国際競争力強化につながる国際標準の獲得や知財活用を行うための知的財産マネジメントを推進する。
　　<国際標準化特定戦略分野>
　　(1)先端医療、(2)水、(3)次世代自動車、(4)鉄道、
　　(5)エネルギーマネジメント、(6)コンテンツメディア、(7)ロボット
- その一環として、国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む競争力強化戦略をオール・ジャパンで2010年度中に策定し、逐次速やかに実行する。また、米国・EUのみならず、アジア諸国と連携し、国際標準獲得に寄与する戦略的なパートナーシップのもとで共同研究開発プログラムを2010年度中に策定する。
- これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。
- 国際標準化特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。

【成果イメージ】(2020年)

1. 研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、国際標準化特定戦略分野において世界市場を獲得

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

- コンテンツの海外展開、海外流通経路の確保、海外への情報発信を支援すべく、官民共同ファンドの早急な形成や支援措置を講じるほか、税制面での支援の在り方を検討する。
- 我が国のコンテンツの普及を妨げている諸外国におけるコンテンツの規制撤廃を強く働きかけ、実現する。
- コンテンツ版 COE(Center Of Excellence)の形成支援、デジタル教科書を始めとする情報通信技術の教育への活用、製作機会の創出推進、一流のクリエイターの小中学校への派遣やコミュニケーション教育活動の推進を通じ、人材育成と海外からの人材集積の基盤を形成する。
- デジタルコンテンツやサービスの開発・提供を活発化するために、デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を 2010 年度中に策定する。
- インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入やアクセスコントロール回避規制の強化を内容とする改革案を 2010 年度中に策定する。
- 「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを指向できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ制作の誘致を促進する国際的な場を創出する。

【成果イメージ】(2020 年)

1. コンテンツを核とした海外収入：約 1.2 兆円(2009 年)→約 2.6 兆円
※ 我が国の現在の海外収入比率：
5%(約 0.7 兆円)(2009 年)→10%(約 1.5 兆円)(2020 年)
※ 他分野に対する経済的波及効果による海外収入：
約 0.5 兆円(2009 年)→約 1.1 兆円(2020 年)
2. 海外からのコンテンツ関連の留学生数：1 万人
※ 芸術関連学科留学生数(約 3,000 人)(2007 年)
※ なお、人材育成は基盤であるため、最終的には 1 や 3 の目標に帰着
3. デジタル・ネットコンテンツビジネス(新規ビジネス含む)の市場規模：
約 1.4 兆円(2008 年)→約 7 兆円

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

- ベンチャー・中小企業に対する特許関係料金の減免制度を拡充する。また、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるなどの方策（例：「特許パック料金制度」（特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度））やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。
- 事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備する。
- 複数の企業、大学や公的研究機関がそれぞれの研究リソースをもってイノベーションの出口イメージを共有して共同研究（共創）する場を構築する。
- イノベーションの基盤を整備する観点から、特許の活用促進や大学を含めた幅広いユーザーの利便性向上に資するべく特許制度を見直す。（例：ライセンス制度の利便性向上、大学・研究者にも容易な出願手続）
- 日米欧韓中を中心に各国における特許審査結果の実質的相互承認に向けた取組を進めるとともに、出願手続の統一及び簡素化のための制度整備を行う。また、模倣品・海賊版による被害を減少させるための世界的な条約（ACTA）の交渉を2010年中に妥結する。

【成果イメージ】（2020年）

1. 知的財産の活用を促進し、世界に先駆けた新規事業を創出
※ 青色発光ダイオード（年平均売上約0.4兆円）は日本の大学発技術を実用化し、世界的なシェアを獲得した例。
2. 技術輸出額 約2兆円 → 約3兆円
3. 世界でも活躍するニッチトップ事業を多数輩出
4. 中小企業による輸出額：約10兆円 → 約14兆円

IV. 分野別戦略

戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化

1. 技術動向、市場動向、我が国の特長を勘案し、以下の国際標準化特定戦略分野について、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行するとともに、その基盤となる施策を充実する。

- 我が国企業の事業活動の将来展開を強力に後押しするため、国際標準化への対応を官民一体となって抜本的に強化することが喫緊の課題である。
- そこで、我が国の特長を活かせる国際標準化特定戦略分野について、事業化を見据え、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、これを着実に実行する。
- また、その基盤の整備として、アジア諸国との研究開発段階からの連携、デジュール標準活動のみならずフォーラム標準活動を含めた国際標準化活動への支援拡大、人材育成を総合的に強化する。

<国際標準化特定戦略分野>

まず注力すべき国際標準化特定戦略分野は、官民一体となって推進すべきものであり、下記①～③を認識しつつ、以下の7分野とする。

- ① あらゆる技術分野のイノベーションインフラとなり得るような分野、情報通信技術等を活用した標準が国際公共財として機能するような分野、国際標準化の意義が一定程度把握され今後より戦略的な展開という観点で強力な支援が有効である分野もまた重要であること、
- ② 今般の選定とは関係なく、各関係府省において、また、各府省横断的に連携を行い、より多くの分野について国際標準化への戦略的な取組みを実施することが重要であること、
- ③ 今般選定されなかった分野についても、将来的に国際標準化特定戦略分野として選択される可能性があること、

(1) 先端医療（iPS細胞、ゲノム、先端医療機器）

担当府省：内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(2) 水

担当府省：厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

(3) 次世代自動車

担当府省：経済産業省、国土交通省

(4) 鉄道

担当府省：経済産業省、国土交通省

(5) エネルギーマネジメント（スマートグリッド、創エネ・省エネ技術、蓄電池）

担当府省：総務省、経済産業省

(6) コンテンツメディア（クラウド、3D、デジタルサイネージ、次世代ブラウザ）

担当府省：総務省、経済産業省

(7) ロボット

担当府省：厚生労働省、経済産業省

【目標指標】※ 以下、特に記載のない限り目標年度は2020年度とする。

- ①国際標準化特定戦略分野において、標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。
- ②国際標準化機関で議長や主査になり得る実力を有した国際標準化活動の専門家を若手を中心に育成する。（800人）
- ③国際標準化機関における幹事国引受け件数を増加させる。（150件）
- ④環境保護や「安全・安心」実現に評価方法や規格・基準が重要となる分野において、国際標準を獲得する。（新たに5分野）

(1) 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を策定・実行する。

※ 以下「短期」は1～2年、「中期」は3～4年で実施する事項。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|--|---|---|
| 1 | 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定 (短期・中期) | 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。 | 内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省 |
| 2 | 知財の創出・保護と標準化の一体的推進 (中期) | 問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |

(2) 競争力強化戦略の策定・実行のための基盤を整備する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|--------------------------------------|---|-----------------------|
| 3 | アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築 (短期・中期) | アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |
| 4 | アジア地域の標準化の組織的な取組 (中期) | アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取組む。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |
| 5 | フォーラム標準を含む総合的な支援 (短期) | これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |
| 6 | 国際標準化活動の専門家の育成 (中期) | 技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |

| | | | |
|---|--------------------|--|-----------------------|
| 7 | 標準化に関する検定制度の創設(中期) | 標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。 | 経済産業省 |
| 8 | 産業界の意識改革の促進(短期) | 経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |

(3) 知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを強化する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-------------------|---|-------|
| 9 | 知的財産マネジメントの実践(中期) | 国際標準化特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。 | 経済産業省 |

(4) 「安全・安心」を普及する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-------------------------|---|------------------------------|
| 10 | 公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期) | 公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 |
| 11 | 規制・規格の海外発信への支援(短期) | 日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。 | 経済産業省 総務省 国土交通省 環境省 |

戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

1. コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する。

- 今後の国内市場の大きな伸びは期待し難いことに鑑み、これまでの国内指向から脱却し、特に伸張するアジア市場の海外市場を確保していくことが喫緊の課題となっている。
- 世界的な大ヒットに至らずとも、一定のニッチ市場を確保すれば、世界全体では相当程度の売上を上げることも可能であり、海外展開には大きな可能性がある。
- 一方、各国間において国際的な競争が始まっており、我が国としては、海外展開を前提としたコンテンツに優先的に資源を投入していく必要がある。
- 海外市場を獲得するためには、日本単独では限界があり、国際共同製作の促進により、海外から資金や制作を呼び込むとともに、海外の番組枠を確保していくことが重要である。
- 併せて、我が国のポップカルチャーを総合的に発信し、我が国コンテンツと観光やファッションといった他分野を結びつけて波及効果を高めていくとともに、アジア市場のコンテンツに関する規制緩和を促していくことが重要である。
- 以上を通じ、我が国のコンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する。

【目標指標】

- ①日本が積極的な役割を果たした映像コンテンツ（日本が権利を有するもの）による世界的ヒット（海外売上 50 億円以上）が年間 5 本となる。
- ②海外からのコンテンツ投資件数（映画に関する国際共同製作や撮影誘致件数）が年間 50 件となる。
- ③アジア市場において、我が国コンテンツを核として、新たに年間 1 兆円の収入を獲得する。
- ④諸外国におけるコンテンツ規制の解禁・緩和を実現する。

(1) コンテンツの海外展開を支援し、海外に流通拠点を築く。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------------|--|--------------|
| 1 | 海外展開資金を供給する仕組みの創設 (短期・中期) | 海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ制作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 総務省 |
| 2 | 海外における流通経路の確保 (短期) | アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。 | 経済産業省 総務省 |

(2) 海外から資金・制作を呼び込み、協働する仕組みを構築する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------|---|-----------------------|
| 3 | 国際共同製作促進の支援 (短期・中期) | 国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 総務省 |
| 4 | 国際共同製作協定の締結 (中期) | アジア諸国を始めとした国との国際共同製作協定を締結する。 | 外務省 経済産業省 |
| 5 | 大型映画の撮影誘致の促進 (中期) | 大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。 | 経済産業省 警察庁 国土交通省 |

(3) 世界に対し、日本のポップカルチャーを総合的に発信する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------------------|--|---------------------------------------|
| 6 | 国内外のイベントを活用した総合的発信 (短期) | コ・フェスタ(映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催)の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。 | 総務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 外務省 |
| 7 | 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築 (短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 |

(4) 外交強化により、アジア市場を拡大する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|-------------------------------------|---|--|
| <p>8 諸外国におけるコンテンツ規制の緩和 (中期)</p> | <p>地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国枠の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。</p> | <p>外務省 総務省 文部科学省 経済産業省</p> |

2. 海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」を形成する。

- 我が国は、個人・ユーザーレベルの質は決して低くないものの、ビジネスモデルにつながっていない。
- コンテンツの基盤である人材育成はこれまで軽視されがちであったが、例えば映像分野では制作費の減少による構造変化によって、このままでは、将来、我が国のコンテンツ人材基盤が弱体化することが懸念されている。
- このため、デジタル化を好機と捉え、新たなメディアの創出や様々な分野のデジタル化を通じて制作機会の積極的な創出を図ることが重要である。
- また、ビジネス面も含め、国際的に通用する人材育成が重要であり、このためには、将来が期待される人材を継続的に海外に派遣するとともに、我が国が海外からも人材が集まる「本場」となるための環境整備が必要である。
- さらには、裾野を拡大する「国民総クリエイター」の視点を取り入れ、児童生徒を対象とした教育や国内の優秀な人材が集まるための高等教育の充実を図るとともに、二次創作の促進のための環境整備や、コンテンツを我が国の文化資産と捉えてそのアーカイブ化を進めていくことが重要である。
- 以上を通じ、我が国が、海外からも優秀な人材が集まる魅力的な「本場」となることを目指す。

【目標指標】

- ①世界に発信できる地域発コンテンツが年間 100 本制作される。
- ②児童生徒が授業の場において 1 人 1 台の各種情報端末、デジタル機器を活用してデジタルコンテンツを自在に利用できるようになる。
- ③海外からのコンテンツ関連の留学生が増加する：1 万人
- ④コンテンツ版 COE が形成される。
- ⑤デジタル制作教育に関するワークショップの参加者数：年間 35 万人
- ⑥クリエイターによる小中学校訪問機会を 1 万件つくる。

(1) 制作・発表の機会を積極的に創出する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------|---|-----------------------|
| 9 | 教育コンテンツのデジタル化(中期) | デジタル教科書・教材を始めとする教育コンテンツの充実を進める。 | 文部科学省 総務省 |
| 10 | 地域発コンテンツ制作支援の強化(短期) | 観光促進も含めた地域発コンテンツ制作支援を拡充する。 | 総務省 国土交通省 経済産業省 |
| 11 | NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期) | 多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。 | 総務省 |

(2) 海外から日本コンテンツ発信の担い手となる人材を呼び込みつつ、世界に通用する人材を育てる。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|---------------------------|---|-----------------------|
| 12 | コンテンツ版COEの形成促進(中期) | コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエイターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。 | 文部科学省 経済産業省 総務省 |
| 13 | 海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期) | 世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。 | 文部科学省 経済産業省 総務省 |
| 14 | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期) | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。 | 経済産業省 総務省 |
| 15 | アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期) | アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。 | 経済産業省 |

(3) クリエーターの裾野を拡大するとともにユーザーによる創造活動を促進する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|--|--|-----------------------|
| 16 デジタルコンテンツに関するワークショップの開催 (短期・中期) | ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。 | 文部科学省 |
| 17 一流クリエイターの学校訪問による創造活動の充実 (短期) | 一流のクリエイターによる学校訪問や、児童生徒のコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実する。 | 文部科学省 |
| 18 発表の機会の確保(短期) | ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。 | 経済産業省 文部科学省 |
| 19 二次創作の権利処理ルールの明確化 (中期) | 二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。 | 文部科学省 経済産業省 総務省 |
| 20 ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 |
| 21 コンテンツのアーカイブ化及びそのデジタル化・ネットワーク化の推進 (短期・中期) | 我が国コンテンツを国の文化資産と捉え、映像のアーカイブ化や、日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのデジタル化・ネットワーク化への支援を通じ、創造基盤のためのアーカイブを整備する。 | 文部科学省 |
| 22 NHKの放送番組資産の戦略的活用 (短期・中期) | NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。 | 総務省 |

| | | | |
|----|------------------------------|---|-----|
| 23 | 民間放送局による放送番組の保存促進 (短期・中期) | 民間放送局のコンテンツについても、民間主体によるコンテンツの蓄積が促進されるよう支援する。 | 総務省 |
|----|------------------------------|---|-----|

3. 世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

- コンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、新たなビジネスや新たなコンテンツを創出するとともに、世界展開を容易にする可能性を持っており、コンテンツを核とした産業の振興にも大きく貢献するものである。
- 一方、我が国のコンテンツのデジタル化・ネットワーク化は、プラットフォームや配信コンテンツの規模とも米国に遅れをとっており、米国発のプラットフォームの攻勢に晒されている状況にある。また、今後、我が国のコンテンツデータの保存・処理が、安価なクラウドコンピューティング環境下にある海外サーバに集積する可能性がある点にも留意すべきである。
- このため、コンテンツのための新たなメディアの創出、電子配信の促進、プラットフォームへの戦略的対応、電子配信ビジネスの前提である著作権侵害コンテンツ対策について、戦略的に進めることが重要である。
- また、インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう国際的動向も踏まえながら民間の取組の促進を進めるとともに、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の在り方についても検討することが必要である。
- 以上を通じ、世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する。

【目標指標】

- ①モバイル放送やデジタルサイネージを始めとする新たなメディアによるコンテンツ市場規模が約1兆円となる。
- ②今後の書籍、放送番組の8割程度が電子媒体でも配信される。
- ③重要なコンテンツのプラットフォームの国際標準を獲得する。
- ④重要分野においてはプラットフォーム間の健全な競争が確保される。
- ⑤主要国・地域（アジアなどの新興国を含む）がACTAの加盟国となる。
- ⑥ネット上で日本のコンテンツを海外に配信するビジネスが確立し、売上が1,000億円規模となる。
- ⑦過去の一定期間内に著作権侵害コンテンツを利用したことがある人の比率を8割程度減少させる。
- ⑧定点観測による著作権侵害コンテンツの流通量を8割程度減少させる。

- ⑨デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（権利制限の一般規定、保護期間、補償金制度の在り方を含む）について総合的な検討を行い、順次結論を出す。

(1) コンテンツのための新たなメディアを創出する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|--|--|-----------------------|
| 24 「コンテンツ特区」の創設 (短期) | 「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ制作の誘致を促進する国際的な場を創出する。 | 経済産業省 総務省 文部科学省 |
| 25 新たなメディア創出のための インフラ整備 (短期・中期) | モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。 | 総務省 |
| 26 コンテンツ配信・放送に関する規制緩和 (短期) | デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めた電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。 | 総務省 |

(2) コンテンツの電子配信を進める。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|---------------------------------|---|-----------------------|
| 27 書籍の電子配信の促進 (短期・中期) | 書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。 | 総務省 文部科学省 経済産業省 |
| 28 放送番組の電子配信の促進 (短期) | 放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。 | 総務省 |
| 29 映画館のデジタル化・3D化の促進(短期) | 映画館のデジタル化・3D化を支援する。 | 経済産業省 |
| 30 新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期) | 電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。 | 経済産業省 総務省 |

- (3) 日本発のプラットフォームを生み出すとともに、プラットフォームとコンテンツとの適切なバランスを確保することにより、ユーザーの利便性を確保する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-----------------------------|--|--------------|
| 31 | プラットフォームの標準化 (短期) | 重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。 | 経済産業省 総務省 |
| 32 | プラットフォーム競争の促進 (中期) | 重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。 | 経済産業省 総務省 |
| 33 | プラットフォームのビジネスモデルの検討 (中期) | プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。 | 経済産業省 総務省 |

- (4) 電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------------------|---|--|
| 34 | ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大 (短期・中期) | 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。 | 外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省 |
| 35 | 二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化 (中期) | 二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。 | 外務省 文部科学省 経済産業省 総務省 |
| 再掲 | 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築 (短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 |

| | | | |
|----|------------------------------|---|-----------------------|
| 36 | アクセスコントロール回避規制の強化 (短期) | 製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。 このため、法技術的観点から踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。 | 文部科学省 経済産業省 財務省 |
| 37 | プロバイダによる侵害対策措置の促進 (短期・中期) | プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改革の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。 | 総務省 |
| 38 | 正規配信サービス展開の促進 (中期) | インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。 | 経済産業省 総務省 |
| 39 | 著作権侵害防止技術の開発支援 (短期) | 民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。 | 経済産業省 総務省 |
| 40 | 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化 (中期) | 官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。 | 文部科学省 経済産業省 総務省 |
| 41 | 警察による取締り (短期) | 警察による効果的な取締りを実施する。 | 警察庁 |

(5) デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度を整備する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|----------------------------------|--|-------|
| 42 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期) | デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。 | 文部科学省 |
| 43 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 |
| 44 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 |
| 再掲 | ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 |

戦略3 知的財産の産業横断的な強化策

1. ベンチャー・中小企業や地域における知的財産の活用を促進し、国内のみならず世界でも通用する事業を生み出す。

- 我が国のベンチャー・中小企業や地域には、優れた技術・資源がありながらも、これらが十分に活かされていない。これまで知的財産の活用という面で取組が低調であったベンチャー・中小企業が、今後知的財産を梃子にしながら、それらの埋もれた技術・資源を有効活用していくことが、今後の我が国が経済成長を図る上で重要となってくる。
- そのため、知的財産の活用を促進する観点から、ベンチャー・中小企業に対して、利用者の目線に立ったわかりやすく利用しやすい支援施策を総合的に展開し、国内はもとより世界を相手に活躍できる企業が数多く生み出されていくことを支援する。

【目標指標】

- ①ベンチャー・中小企業における特許制度利用者の裾野を拡げる。（新たに特許出願をしたベンチャー・中小企業数（累計）：約3万社）
- ②ベンチャー・中小企業による海外出願件数を増やす。（約0.8万件→1.2万件以上）
- ③ノウハウ秘匿を含めた知的財産マネジメントをベンチャー・中小企業経営に浸透させる。（例：各種アンケートから把握される浸透度合いの向上）

(1) 支援施策を充実する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------|---|-------|
| 1 | 新たな出願支援策の創設 (短期) | 特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許パック料金制度」(特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度))やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。 | 経済産業省 |
| 2 | 特許関係料金減免制度の拡充 (短期) | 特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。 | 経済産業省 |
| 3 | 手続書類作成支援ツールの提供 (短期) | 特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書類作成支援ツールを開発し、提供する。 | 経済産業省 |
| 4 | 外国出願支援の拡充 (短期) | 外国出願費用の助成制度を拡充する。 | 経済産業省 |

(2) 相談窓口・支援体制を整備する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|---------------------------|---|----------------|
| 5 | ワンストップ相談窓口の整備 (短期・中期) | 事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。 | 経済産業省 農林水産省 |
| 6 | ベンチャー・中小企業支援体制の整備 (中期) | ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。 | 経済産業省 |
| 7 | 地域中小企業のブランド構築支援 (短期) | 地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 経済産業省 |

| | | | |
|---|--------------------------|--|-------|
| 8 | 地域の食材を核とした食文化のブランド構築（中期） | 地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。 | 農林水産省 |
|---|--------------------------|--|-------|

（３）普及啓発活動を強化する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|----------------------|--|-------|
| 9 | 知的財産戦略の普及啓発（短期） | ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。 | 経済産業省 |
| 10 | 営業秘密管理の浸透（短期） | 営業秘密管理指針を普及させる。 | 経済産業省 |
| 11 | 技術の意図せざる国外流出の防止（短期） | 技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。 | 経済産業省 |
| 12 | ブランド構築と知的財産の活用促進（短期） | 技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。 | 経済産業省 |

（４）ユーザー参加型の実証実験を推進する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------|--|--------------|
| 13 | ユーザー参加型の実証実験（短期） | 一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域（空間）を特定したユーザー参加型の実証実験を始めとした取組を進める。 | 総務省 経済産業省 |

(5) AI（アグリインフォマティクス）システムを開発する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|--------|--|-------|
| 14 | AI（アグリインフォマティクス）システムの開発 （短期・中期） 世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ（暗黙知）を農業者一般に利用可能な形（形式知）に置き換えるAI（アグリインフォマティクス）システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。 | 農林水産省 |

2. 産学官共創力を世界最高水準に引き上げる。

- 我が国の大学や公的研究機関の研究水準は高いが、大学や公的研究機関の「知」を生み出す能力を産業界による事業の成功に向けて有効活用する環境は十分に整ってはいない。
- このため、産学官が研究の早い段階からイノベーションの出口イメージを共有して技術や知的財産を共創する場の構築、大学の産学連携力の向上や産学連携を促進する環境の整備により、産学官共創力を世界トップクラスに引き上げるべく抜本的に強化する。

【目標指標】

- ①産学官が大学や公的研究機関の知を活用し事業化へ向けて共創する場を構築する。
- ②国内企業から国内大学や公的研究機関へ支出する研究費を増加させる。
(約 1000 億円→1500 億円)
- ③大学や公的研究機関の研究費に占める外国資金の金額を増加させる。(約 80 億円→500 億円)

(1) 産学官が共創する場を構築する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-----------------------------|--|----------------|
| 15 | 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期) | 大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。 | 文部科学省 経済産業省 |
| 16 | 産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期) | 知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。 | 文部科学省 |
| 17 | 既存の研究拠点の運用面の改革(中期) | 既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。 | 文部科学省 経済産業省 |

(2) 大学の産学連携力を向上させる。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-----------------------------------|--|----------------|
| 18 | 既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期) | 産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。 | 文部科学省 経済産業省 |
| 19 | 知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保(短期) | 研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。 | 文部科学省 |

| | | | |
|----|---------------------------|---|-----------------------|
| 20 | 大学における普及啓発(短期) | 大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。 | 文部科学省 経済産業省 |
| 21 | 外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期) | 外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。 | 内閣府 文部科学省 経済産業省 |

(3) 産学連携を促進する環境を整備する。

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|----|------------------------------|--|----------------------------------|
| 22 | 公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期) | 公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。 | 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 |
| 23 | 大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期) | 大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善) | 経済産業省 |
| 24 | 実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期) | 産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置) | 内閣府 文部科学省 経済産業省 |

3. オープン・イノベーションへの対応を含め、イノベーションを加速するインフラを整備する。

- イノベーションの担い手の知的財産を活用した活動を円滑にし、加速するため、オープン・イノベーションの進展への対応も含め、そのような活動の基盤である知的財産制度の整備を着実に進める。
- さらに、イノベーション活動の成果を効率よく市場での事業の成功へと結びつける上では、ブランドの構築・維持も重要な要素である。我が国企業による優れた技術や資源を生かしたブランド構築の取組を促すべく、制度整備を進める。

【目標指標】

- ①オープン・イノベーションに対応した知的財産制度を構築する。（例：登録対抗制度に関する検討、検討結果に応じた必要な措置）
- ②権利の安定性を向上させる。（例：再審の問題やダブルトラックに関する検討、検討結果に応じた必要な措置）
- ③特許審査順番待ち期間を世界トップクラスに短縮する。（2013年に審査順番待ち期間を11か月）
- ④ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度を構築する。（例：商標制度の見直しに関する検討、農林水産物・食品の地理的表示を支える仕組みに関する検討、検討結果に応じた必要な措置）

(1) オープン・イノベーションへの対応も含め、知的財産を活用した活動を支える知財制度を構築する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-------------------------|--|----------------|
| 25 | 知財活用を促進する制度整備(短期) | 特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。 | 経済産業省 |
| 26 | 営業秘密の保護強化(短期) | 裁判公開の原則、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を得る。 | 経済産業省 法務省 |
| 27 | 職務発明制度の運用(中期) | 制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。 | 経済産業省 |
| 28 | ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期) | ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。 | 農林水産省 経済産業省 |

(2) 権利の安定性を向上させる。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|---------------|--|-------|
| 29 | 権利の安定性の向上(短期) | 権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。 | 経済産業省 |

(3) 特許審査の運用を改善する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|-------------------|---|-------|
| 30 | 特許明細書の記載要件の検討(短期) | 技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 経済産業省 |
| 31 | 特許審査の迅速化(中期) | 特許審査の迅速化を進める。 | 経済産業省 |

4. 低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。

- 海外において激しい国際競争を勝ち抜いていくうえで欠かせないツールの一つが知的財産である。我が国企業のグローバルな事業展開に応じた戦略的な知的財産の取得、活用が重要となってくるが、これを可能ならしめる国際的な環境を整備する必要がある。
- そのため、低コストかつ効率的にグローバルな権利取得を可能とし、それが有効に保護される国際知財システムの構築に向けて取り組む。

【目標指標】

- ①海外事業展開に対応してグローバルな特許を低コストかつ効率的に取得できる環境を整備し、特許の海外出願比率を高める。
 - ・日米欧韓中の五大特許庁間における共通の特許審査基盤を整備する。
 - ・海外特許出願に対する特許審査ハイウェイ（PPH）利用可能率を高める。（約70%→90%）
- ②東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備する。
 - ・UPOV91年条約への新規加盟国を得る。
 - ・審査方法を共通化する。
 - ・審査データの相互利用を開始する。
- ③主要国・地域（アジアなどの新興国を含む）がACTAの加盟国となる。
- ④国内外の模倣品・海賊版により被害を受ける日本企業の割合（模倣被害率）を、被害の撲滅に向け、大幅に引き下げる。（例：日本企業の模倣被害率を25%→12%）

(1) 特許審査のワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|----------------------------|---|-------|
| 32 特許審査ワークシェアリングの拡大(中期) | 特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークシェアリングの質を向上し、量を拡大する。 | 経済産業省 |

(2) 特許制度の国際調和を推進する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|---------------------------|--|--------------|
| 33 特許法条約加盟に向けた制度整備(短期) | 各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間徒過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。 | 経済産業省 |
| 34 実体特許法条約の議論の推進(中期) | 特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。 | 経済産業省 外務省 |

(3) 使用言語の違いに起因する負担を軽減する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|-----------------------------|--|-------|
| 35 使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期) | 特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。 | 経済産業省 |

(4) 植物新品種保護制度の共通基盤を整備する。

| 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 |
|----------------------------|---|-------|
| 36 植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期) | 東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。 | 農林水産省 |

(5) 途上国の知的財産環境を整備する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------|---|-------|
| 37 | 途上国の知的財産環境整備(中期) | 途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。 | 経済産業省 |

(6) 模倣品・海賊版対策を推進する。

| 具体的な取組 | | 概要 | 担当府省 |
|--------|------------------------------|--|---|
| 再掲 | ACTA 交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期) | 2010 年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。 | 外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省 |
| 38 | 二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期) | 侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。 | 外務省 文部科学省 経済産業省 農林水産省 警察庁 総務省 財務省 |

V. 工程表
(別添参照)

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|---------------------------|------------------------------------|---|-------|---|---------------------------------------|----------------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| I. 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得 | | | | | | | | |
| 1 | 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップの策定(短期・中期) | 国際標準化特定戦略分野における標準化ロードマップを含む知的財産マネジメントを核とした競争力強化戦略を官民一体となって策定し、インフラ整備や支援策を確実に実行する。 | 内閣府 | 国際標準化特定戦略分野において、関係府省と連携を取りながら、標準化ロードマップを含む競争力強化戦略を策定。 | 各分野において関係府省と連携をとりながら競争力強化戦略を実行。 | | | |
| | | | 総務省 | | | | | |
| | | | 文部科学省 | | | | | |
| | | | 厚生労働省 | | | | | |
| | | | 経済産業省 | | | | | |
| | | | 国土交通省 | | | | | |
| 環境省 | | | | | | | | |
| 2 | 知財の創出・保護と標準化の一体的推進(中期) | 問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する。その際、差異化領域における知的財産の創出・保護とその他の領域における標準化を一体として推進する。 | 経済産業省 | 知財ワーキンググループ(仮称)を設置し、知財の保護と標準化の一体的推進について検討。 | 検討結果に基づき推進。 | | | |
| | | | 総務省 | 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進する方策についての結論を得る(2010年9月)。 | 結論に基づき問題解決型、実証実験型の研究開発において標準化を一体的に推進。 | | | |
| | | | 国土交通省 | 国際標準化を見据えた実証実験の方策を検討。 | 国際標準化を見据えた実証実験実施。 | | | |
| 3 | アジア地域を中心とした共同研究開発プログラムの構築(短期・中期) | アジア地域における新規事業創出や国際標準の提案・獲得を行う仲間作りのため、標準化や事業化を見据えた米国・EUのみならずアジア諸国とのパートナーシップに基づく共同研究開発プログラムを2010年度中に計画し、速やかに構築する。 | 経済産業省 | 「アジア太平洋産業技術・国際標準化協カプログラム」(仮称)を作成。 | 左記プログラムに基づき共同研究開発を実施。 | | | |
| | | | 総務省 | 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において共同研究開発プログラムについての結論を得る(2010年9月)。 | 結論に基づく共同研究開発プログラムを実施。 | | | |
| | | | 国土交通省 | アジア諸国との国際標準化を見据えた研究交流検討。 | 共同研究に向けた関係国と協議。 | 共同研究開発プログラム実施。 | | |
| 4 | アジア地域の標準化の組織的な取組(中期) | アジア地域における標準化とその的確な認証に向けて組織的に取組む。 | 経済産業省 | アジア太平洋産業技術・国際標準化協カプログラム(仮称)を作成。 | 計画(国際標準化協カプログラム)に基づき実施。 | | | |
| | | | 総務省 | 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてアジア地域における標準化や認証における取組についての結論を得る(2010年9月)。 | 結論に基づきアジア地域における標準化や認証における取組を実施。 | | | |
| | | | 国土交通省 | ・既存の国際的スキームにおいて、行動計画を策定し、国際標準化を推進。 ・国際標準化を見据えたコンテナ物流情報サービス(Colins)を構築し、国際標準化の議論をリード。 | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|-------------------------|--|-------|---|--|--------------------------------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 5 | フォーラム標準を含む総合的な支援(短期) | これまでのデジュール標準に限定した支援のみならず、我が国産業の競争力強化に資するフォーラム標準も含めた国際標準化活動を総合的に支援する。 | 経済産業省 | デジュール標準に対する支援に加え、代表的なフォーラムの活動動向について個別に調査し、そのフォーラムに対する支援の必要性について検討。 | 検討結果を踏まえ支援を実施。 重点分野を戦略的に絞り込んだ上で様々な標準化団体やフォーラムにおける標準化活動について総合的支援を実施。 | | | |
| | | | 総務省 | 「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」において結論を得る(2010年9月)。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | 国際競争力を有する優位なシステムのフォーラム標準を含む国際標準化を支援。 | | | | |
| 6 | 国際標準化活動の専門家の育成(中期) | 技術知識だけでなく、知財知識、事業知識や現場での交渉スキルを身につけた国際標準化活動の専門家を育成する。 | 経済産業省 | 専門家人材の育成方策検討。 | 検討結果に基づき専門家育成支援等実施。 | | | |
| | | | 総務省 | ・研修・セミナー等による既存の人材育成を推進。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | ・新たな育成方法について検討。 | | | | |
| 7 | 標準化に関する検定制度の創設(中期) | 標準化に関する知識の普及や、国際標準化活動の専門家のスキルの「見える化」を目指し、標準マネジメントに関する検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。 | 経済産業省 | 検定・認定制度の創設に向け検討し、結論を得る。 | | | | |
| 8 | 産業界の意識改革の促進(短期) | 経営に資する標準化活動に係る産業界の理解や意識改革を促す。 | 経済産業省 | 産業界の国際標準に対する理解の増進を図る。 | | | | |
| | | | 総務省 | ・経営者層を対象とした研修やセミナーを開催。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | ・企業の経営者層、標準化活動の専門家との意見交換を実施。 | | | | |
| 9 | 知的財産マネジメントの実践(中期) | 特定戦略分野を中心に、国際競争力を持ち得る事業の経営層を対象に、国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントへの意識改革と取組みを全社的に強化するための啓発を行う。また、有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を積極的に展開する。 | 経済産業省 | ・産業界からの参加も得た「知財ワーキンググループ(仮称)」を設置し、諸外国の取組事例を分析しつつ、知財による保護と標準化とを一体的かつ効果的に活用して行く上での効果的かつ必要な取組みの在り方について、検討。 ・経営者層を対象とした研修やセミナーを実施。 ・有力な事業を対象に個別案件ベースでの相談・支援を展開。 | | 左記ワーキンググループの検討結果に応じて、必要な取組を実施。 | | |
| 10 | 公正な評価方法の研究・国際標準化の支援(短期) | 公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化、並びにその国際標準の的確な認証を支援する。 | 経済産業省 | ・公正な評価方法や適切な規格・基準を見極めるための研究及びその国際標準化の支援を検討。 | 検討結果に基づき支援実施。 | | | |
| | | | 総務省 | ・R&Dプロジェクトにおける認証機関の参加を促進(経済産業省)。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | | | | | |
| 11 | 規制・規格の海外発信への支援(短期) | 日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援する。 | 経済産業省 | 日本の技術のガイドライン・日本の規制・規格の翻訳・海外発信を支援。 | | | | |
| | | | 総務省 | | | | | |
| | | | 国土交通省 | | | | | |
| | | | 環境省 | | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|-------------------------|--------------------------|--|-------|---|--|--------|--|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| II. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 | | | | | | | | |
| 1 | 海外展開資金を供給する仕組みの創設(短期・中期) | 海外展開資金を供給する仕組みとして、ファンドの迅速な設置を行うとともに、民間資金によるコンテンツ製作への投資を促すため、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 | コンテンツ海外展開ファンドを組成。 | ファンドの運用を通じて、我が国コンテンツのライセンスを核に収益を上げる事例を創出し、コンテンツ業界内外からの投資を促進するとともに、投入された資金の使途の透明化や税財政上の支援の在り方を検討。 | | 左記検討結果を基に民間ファンドの活動活発化のための環境整備を実施。 | |
| | | | 総務省 | 民間ファンドに対する税財政上の支援の在り方を検討。 | | | | |
| 2 | 海外における流通経路の確保(短期) | アジアの海外チャンネルの番組枠の確保や流通会社の活用及び情報収集や現地企業との調整を行う拠点の整備に対する支援により、流通経路を確保する。 | 経済産業省 | ・海外コンテンツ市場の情報収集を行う海外拠点を中国等を始めとして整備。 ・業界事情や法務・会計等に精通した弁護士や会計士等を活用し、国内企業の海外展開促進支援を行う体制を整備。 | 拠点地域の拡大や支援体制の拡充を通じて海外流通経路の確保を支援。 | | | |
| | | | 総務省 | コンテンツを海外の放送局等を介して継続的に海外へ発信する機会を創出することにより、コンテンツの海外展開の取組を促進。 | | | | |
| 3 | 国際共同製作促進の支援(短期・中期) | 国際共同製作や撮影誘致を円滑化するための仲介機能の強化を図るとともに、インセンティブとして国内制作費の一定割合を助成するといった税財政上の支援の在り方を検討する。 | 経済産業省 | 諸外国の制度を参考としつつ、国際共同製作のインセンティブの支援の在り方について検討。 | 左記検討結果を基に、国際共同製作の支援制度を構築し実施。 | | 引き続き国際共同製作促進の支援策を実施するとともに、ノウハウの共有化、放送コンテンツ等のグローバル展開、アジア各国等との国際共同製作支援を実施。 | |
| | | | 総務省 | 「コンテンツ海外展開促進コンソーシアム(仮称)」を創設し、国際共同製作促進の支援策を検討。 | 左記検討結果を踏まえ、例えば海外メディアの募集・招へい、製作協力、翻訳などの国際共同製作促進の支援策を実施。 | | | |
| 4 | 国際共同製作協定の締結(中期) | アジア諸国を始めとした国との国際共同製作協定を締結する。 | 外務省 | 国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項の検討について関係省庁と協力。 | 関係省庁と連携し、締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。 | | | |
| | | | 経済産業省 | 国際共同製作協定を締結すべき国や協定内容に必要な事項を検討。 | 締結すべき国と順次交渉して、協定締結を実現。 | | | |
| 5 | 大型映画の撮影誘致の促進(中期) | 大型映画の撮影を誘致するため、関係法令の諸手続の円滑化や近隣住民の理解促進を図るための取組を推進する。 | 経済産業省 | 国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し、特定地域における撮影に関する支援を視野に入れ、海外映画の受け入れ体制強化を促進するための方策を検討。 | 左記の検討結果に基づき、国内フィルムコミッションや関係省庁と連携し施策を実施。 | | 上記施策と連携して、大型映画を撮影しようとする実施主体に対する必要な情報提供等の取組を実施。 | |
| | | | 警察庁 | 海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、道路使用許可に関する必要な情報提供を実施。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | 海外映画の受け入れ体制強化を促進するための上記検討に対し、劇用車を使用するに当たっての臨時運行許可に関する必要な情報提供などを実施。 | 上記施策に必要な協力を実施。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|---|--------------------------------|--|-------|---|--|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 6 | 国内外のイベントを活用した総合的発信(短期) | コ・フェスタ(映画祭やゲーム、ドラマその他のイベントを総合的に開催)の実施を始めとして、国内外の有名イベントを活用し、コンテンツ、ファッション、観光を始めとする日本の魅力を総合的に発信するとともに、海外からのユーザー招聘や海外における日本語教育の充実を通じて日本のコンテンツ人気の裾野を拡大する。 | 総務省 | コ・フェスタの主要イベントの一環として「国際ドラマフェスティバル」を実施するなどイベントを活用した総合的なコンテンツ発信を支援。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | |
| | | | 文部科学省 | ・文化庁メディア芸術祭を開催し、地方展、海外展、ウェブ上での作品紹介(メディア芸術プラザ)を通じて日本のメディア芸術について総合的に発信。 ・他のイベントとの連携について検討。 | 事業結果をフィードバックするとともに他のイベントと連携して実施。 | | | |
| | | | 経済産業省 | ・JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)の継続的实施。 ・7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、総合的な情報発信を実施。 | コ・フェスタの国際見本市としての機能を強化する観点から、海外からの知名度向上、海外バイヤー等の集客力向上、海外展開の強化、ハブ的機能の強化について改善策を検討し実施。 | | | |
| | | | 国土交通省 | 7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、コンテンツと訪日旅行を組み合わせた情報発信を実施。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | |
| | | | 外務省 | 国際交流基金を介して7月にパリで開催されるJAPAN EXPOに関係省庁と連携して出展し、日本のポップカルチャーに集まる若者の関心を、より深い日本理解、日本語学習へと導く事業を実施。 | 事業結果をフィードバックし連携方法等について改善して実施。 | | | |
| 7 | 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。 | 左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。 | | | |
| 8 | 諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(中期) | 地上波における日本ドラマの禁止や外国製ゲーム機販売規制・ゲーム流通規制や映像の外国枠の数量規制といった、諸外国におけるコンテンツ規制の緩和を強く働き掛け、実現する。 | 外務省 | 規制緩和を求めていくべき国・事項のプライオリティ・進め方について整理。 | 二国間協議(日中経済パートナーシップ協議、日韓経済局長協議など)の場において関係国と協議し、規制緩和を引き出す。 | | | |
| | | | 総務省 | | | | | |
| | | | 文部科学省 | | | | | |
| | | | 経済産業省 | | 「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット」や「日中韓文化コンテンツ産業フォーラム」などの多国間及び二ヶ国間の国際対話の場を通じ、国際共同製作の推進や、成功事例のプレイアアップを実施。 | 左記の取組を通じ、相互間の連携強化を行いつつ、各国のコンテンツ規制の緩和を図る。 | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|------------------------|---|-------|---|---|--|---|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 9 | 教育コンテンツのデジタル化(中期) | デジタル教科書・教材を始めとする教育コンテンツの充実を進める。 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> 今後の学校教育(初等中等教育段階)の情報化に関する総合的な推進方策について検討するため、「学校教育の情報化に関する懇談会」において、デジタル教科書・教材の在り方を含めた学校教育の情報化を戦略的かつ一体的に推進する「教育の情報化ビジョン(仮称)」を策定し、ハード・ソフト・ヒューマンの面から関係府省と連携して、総合的に情報通信技術の活用を推進。 既存のデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)を普及促進。 文部科学省が提供する教材等をデジタル化。 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル教材を活用した指導方法の研究・開発。 すべての学校でデジタル教科書(教科書準拠型デジタル教材)やデジタル教材を活用した授業を実施。 映像・画像等授業で使いやすいソフト(デジタル教材・素材)のデータベースとしての集積・共有化、有効な活用方法の検討(クラウド・コンピューティングの活用等)、教育情報ナショナルセンター(NIGER)の体制・機能の抜本的拡充・強化。 | <ul style="list-style-type: none"> デジタル教科書・教材の教育効果、書籍一般の電子書籍化の動向等も踏まえつつ、教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化を推進。 児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等の活用に向けた取組を実施。 | | |
| | | | 総務省 | 「フューチャースクール推進事業」を着実に推進。デジタル教科書・教材コンテンツについては、本事業の中で、教育クラウドにより、デジタル教材(教科書)を一元的に提供するとともに、タブレットPCの活用方策としてデジタル教材のオールインワン化、ネットワーク配信などを検討。 | | 児童生徒1人1台の各種情報端末・デジタル機器等によるデジタル教科書・教材の充実に向けた取組を実施。 | | |
| 10 | 地域発コンテンツ製作支援の強化(短期) | 観光促進も含めた地域発コンテンツ製作支援を拡充する。 | 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> 地域のコンテンツ制作を支援するとともに、日本のコンテンツを継続的に世界へ発信する機会を創出するため、海外の放送時間枠を確保し、コンテンツの海外展開の取組を促進。 各地域におけるデジタルコンテンツの整備・流通基盤及び「地域コンテンツクラウド(仮称)」の整備や「地域コンテンツプロデューサー(仮称)」の育成を含む「地域コンテンツ力創造事業(仮称)」の実施。 | | | | |
| | | | 国土交通省 | 地域発コンテンツを活用した訪日旅行促進のための事業を実施。 | | | | |
| | | | 経済産業省 | 地域資源を活用したコンテンツ制作を通じ、観光客等の増加を実現できる人材の育成を図り、各地の大学等と地域経済界が連携し、地域振興を目的とした映像製作に関する取組を試行し、そのノウハウをカリキュラムとして体系化。 | | | | |
| 11 | NHKによる外部制作事業者の活用促進(短期) | 多様な番組が放送されるようにする観点から、公共放送機関であるNHKが外部制作事業者(優れた若手作家を含む。)の活用を促進することを通じ、制作機会の創出を図る。 | 総務省 | 2011年4月以降のNHKのBSデジタル放送において外部委託番組及び共同制作番組の比率等が高まるようNHKとしての取組を促進。 | | | | |
| 12 | コンテンツ版COEの形成促進(中期) | コンテンツに関する人材育成(社会人教育を含む。)に加え、研究開発機能を有し、中核的な役割を果たす大学を支援し、国内外のクリエイターやその志望者が集まる拠点(コンテンツ版COE(Center Of Excellence))の形成を促進する。 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> 「グローバルCOEプログラム」等の大学におけるCOE形成支援等について、在り方を検討した上で、実施。 メディア芸術に関する情報収集・発信や関連の文化施設、大学等の連携・協力の拠点機能を果たす情報拠点・コンソーシアムを構築。 | <ul style="list-style-type: none"> 専門学校や大学と産業界等との連携による、コンテンツ分野等の人材育成に関する枠組みモデルの構築。 | <ul style="list-style-type: none"> 専門学校や大学と産業界等との連携によるプログラム開発の拡大。 | 質の高い教育プログラムによるコンテンツ分野等の高度・中堅人材の重点的な養成及び専門学校や大学と産業界等の連携による教育プログラムの改善・更新。 | |
| | | | 経済産業省 | 我が国の大学を活用して、コンテンツを活用した新たなメディアの創出を促進するための3Dアニメ映像等の人材育成・技術開発連携体制の整備を実施。 | | | | |
| | | | 総務省 | 次世代映像コンテンツ製作技術の展開方策について検討。 | 左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作技術の大学等への展開支援。 | | | |
| | | | | | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|--------------------------------|---|-------|---|---|--|--------|---------------------------------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| | | | | | | | | |
| 13 | 海外のクリエイターとのネットワーク構築(短期) | 世界に通用するクリエイターやプロデューサーを育成するため、海外派遣を通じた海外とのネットワーク構築に対する人材育成支援策を実施する。 | 文部科学省 | 新進芸術家海外研修制度において新進のクリエイター、プロデューサー等の海外派遣の実施。 | | | | |
| | | | 経済産業省 | ・米国等最先端の映画・映像製作関連の教育機関への留学を支援する事業の実施。 ・アジア域内におけるプロデューサーの体験の共有化のため、アジア共通のテキストとなるカリキュラムをアジアの関係者との協働により作成し、「アジア・コンテンツ・ビジネスサミット(ACBS)」の場を活用し、域内の主要教育機関での採用を促進。 | | | | |
| | | | 総務省 | 海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策を検討。 | 左記の検討結果に基づき、海外クリエイターとの人材交流を通じたコンテンツ人材育成方策の実施。 | | | |
| 14 | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(短期) | アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D化)を通じた人材育成を図る。 | 経済産業省 | ・アニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)を連結し、管理支援ツール・生産支援ツール等を供給する「アジア域内のCGアニメ共同制作のためのインフラ構築構想」を検討。 ・熟練アニメ人材の指導に基づく技能の標準カリキュラム、CG・3D等新たな制作技術習得カリキュラム等の作成及び普及。 | 左記の検討結果に基づき、アジア域内でのCGアニメ共同制作のためのアニメ及び映像コンテンツ制作会社間での制作工程(パイプライン)を連結し、管理支援ツール・生産支援ツール等を供給するインフラ構築構想を民間のニーズを踏まえ、検討・実施。 | | | |
| | | | 総務省 | 3D、多視点映像符号化技術等の次世代映像コンテンツ製作環境の整備方策について検討。 | 左記の検討結果に基づき、次世代映像コンテンツ製作環境の整備。 | | | |
| 15 | アジアからのコンテンツ人材受入れの促進(中期) | アジアからのコンテンツ人材受入れを促進するための環境を整備する。 | 経済産業省 | 高度な能力を有するアジア等の外国人材の受入れにより、国内制作者が、高度外国人材の有する制作ノウハウによって、コンテンツ製作能力を向上させる可能性について検討。 | | 左記の検討結果に基づき、アジア等の外国人材の受入れを促進するための環境を整備。 | | |
| 16 | デジタルコンテンツに関するワークショップの開催(短期・中期) | ワークショップへの支援を通じ、小中学生の段階からデジタルコンテンツ制作教育を推進する。 | 文部科学省 | 小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するための施策を検討。 | 左記の検討に基づき、産学連携によるカリキュラム開発。 | 小中高等学校段階の子どもたちを対象に、地域における高度ICT人材を養成するために、下記のような施策を実施。 (産業界、大学等と連携し、デジタルネイティブ世代である小中高等学校段階の子どもたちを対象に、集中的(例えば合宿形式)かつ継続的(例えば1人につき原則3年間以上)に、地域における高度ICT人材を育成する事業を実施し、子どもたちにデジタル作品の設計・制作、プログラミング技術等の習得を支援(「デジタルネイティブ登龍門」)。また、国内外の先進企業や研究機関における視察の機会も提供。) | | 年齢に応じた高度ICT人材を年間約3000人(各都道府県60名程度)養成。 |
| | | | | | | 年齢に応じた高度ICT人材を年間約1500人(各都道府県30名程度)養成。 | | |
| 17 | 一流クリエイターの学校訪問による創造活動の充実(短期) | 一流のクリエイターによる学校訪問や、児童生徒とのコミュニケーション能力を高める教育活動を通じ、学校教育において創造活動の機会や知財教育を充実する。 | 文部科学省 | 子どものための優れた舞台芸術体験事業等によって、小中学校等に講師を派遣して実施する計画的・継続的なワークショップ等を実施するとともに、学校教育における創造活動の機会の充実やコミュニケーション教育活動の推進について検討。 | | 左記の検討に基づき、必要な方策を実施。 | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|---|--|----------------|---|--|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 18 | 発表の機会の確保 (短期) | ショートフィルムの制作や映画祭への支援により、発表の機会を確保するとともに、若手クリエイターを発掘する。 | 経済産業省 文部科学省 | JAPAN国際コンテンツフェスティバル(コ・フェスタ)において、国内外のトップ・クリエイター等による次世代の若手クリエイターの発掘と同クリエイターの制作・発表が行える場を創設。 国内映画祭への支援を実施するとともに、短編映画作品支援による若手映画作家の育成を推進。 | | コ・フェスタの海外展開などと連携し、海外における作品発表の場の提供や海外クリエイターとの交流を促進するための施策を立案・実施し、海外にまで活躍の場の拡大を促進。 | | |
| 19 | 二次創作の権利処理 ルールの明確化(中期) | 二次創作(パロディ含む)やネット上の共同創作の権利処理ルールを明確化する。 | 文部科学省 | ネット上で複数者により創作されるコンテンツの権利処理ルールの明確化については、立法措置による対応の可能性と契約による対応の可能性を検討し、文化審議会著作権分科会において、2010年度中に報告書を取りまとめ。 | 左記の報告書の内容等に基づき、必要な措置を実施。 | | | |
| | | | 経済産業省 | コンテンツ流通に係る権利処理に関して、デジタルコンテンツの権利者やコンテンツホルダー自らが許諾、利用制御、価格設定を行う「多元型権利処理システム」の在り方について、契約・取引コストの低減という視点から検討し、システムの基本設計及び実証事業を実施。 | 左記の取組等を通じて、二次創作の権利処理事例などを収集し、これに関するルールを明確化。 | | | |
| | | | 総務省 | 映像コンテンツの共同製作・2次創作の権利処理と収益分配等のルールの検討(サイバー特区等)を行い、ルールのあり方について具体的な結論を提示。 | 左記の検討に基づき、共同製作・2次創作したコンテンツの権利処理ルール、収益分配のモデル約款を策定。 | | | |
| 20 | ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成 (短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。 | 左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。 | | | |
| 21 | コンテンツのアーカイブ化及びそのデジタル化・ネットワーク化の推進(短期・中期) | 我が国コンテンツを国の文化資産と捉え、映像のアーカイブ化や、日本のポップカルチャーに関する様々なアーカイブのデジタル化・ネットワーク化への支援を通じ、創造基盤のためのアーカイブを整備する。 | 文部科学省 | ・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の実施。(連携事業等5件) ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の実施。 | ・メディア芸術情報拠点・コンソーシアム構築事業の充実。 ・メディア芸術デジタルアーカイブ事業、東京国立近代美術館フィルムセンターにおけるアーカイブ事業の継続的な実施。 | | | |
| 22 | NHKの放送番組資産の戦略的活用 (短期・中期) | NHKが制作した映像や音声のコンテンツの蓄積を国民の貴重な財産ととらえ、そのコンテンツの戦略的な活用を促進する。 | 総務省 | NHKのアーカイブ業務等の放送番組資産が有効活用されるための取組状況について分析・評価。 | 左記の分析・評価等を踏まえ、NHKの放送番組資産がより活用されるよう、NHKとしての取組を促す。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|--------------------------|---|-------|---|----------------------|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 23 | 民間放送局による放送番組の保存促進(短期・中期) | 民間放送局のコンテンツについても、民間主体によるコンテンツの蓄積が促進されるよう支援する。 | 総務省 | 放送局における番組のデジタル保存が促進されるよう、その支援策について検討。 | 左記の検討に基づき、必要な支援を実施。 | | | |
| 24 | 「コンテンツ特区」の創設(短期) | 「コンテンツ特区」を設け、特定区域において新しい技術やサービスを試行できる環境を整備し、先駆的なコンテンツの創造、国際的なコンテンツ製作の誘致を促進する国際的な場を創出する。 | 経済産業省 | さまざまな情報通信技術により街や商業空間等自体をメディア化(e空間)し、位置情報連動サービスのような新しいサービスを創出する場を設け、実証事業を実施。 | | | | |
| | | | 総務省 | コンテンツ特区による振興方策について、検討。 | 実証実験を通じた新事業モデルの開発支援。 | | | |
| | | | 文部科学省 | 個々のプロジェクトに関し、著作権の許諾契約の問題について、経済産業省や総務省による取組と連携。 | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|--|----------------------------|--|------|---|--|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 25 | 新たなメディア創出のためのインフラ整備(短期・中期) | モバイル放送、デジタルサイネージに関する実証実験や規格策定への支援、完全ブロードバンド化、ホワイトスペースの活用促進、IPTVの普及支援・クラウドコンピューティングの環境整備を通じ、新たなメディアのためのインフラを整備する。 | 総務省 | 207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送のインフラ整備(受託放送)に係る制度整備を行い、参入事業者を決定。 | | | | |
| | | | | 「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」を開催。90MHzから108MHzまでの周波数を使用して行う携帯端末向けマルチメディア放送を含めた地域情報メディアの将来像について検討し結論。 | | | | |
| | | | | デジタルサイネージの標準化政策に関し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月) | 実証実験の実施等によりデジタルサイネージに係る標準化を推進。 | | | |
| | | | | 2010年度末までにブロードバンドを全世帯において利用可能化。 | 民間のみでは整備が進まない地域を公的整備の手法によりFTTH等を整備。 | | | |
| | | | | ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」において策定。 | 研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。 | | | |
| | | | | 一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に、実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | |
| クラウドサービスを支える高信頼・省電力ネットワーク制御技術の研究開発を行い技術を確立するとともに、民間フォーラムと連携しながら必要に応じて標準化を実施。 | | | | | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|------------------------|---|-------|--|---|---|--------|-------------|
| | | | | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | | | |
| 26 | コンテンツ配信・放送に関する規制緩和(短期) | デジタル化に対応した通信・放送の総合的な法体系を速やかに整備するとともに、ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に策定する。 | 総務省 | 通信・放送の総合的な法体系の整備について「放送法等の一部を改正する法律案」を国会提出。 | 速やかな関係政省令等の整備。 | | | |
| | | | | ホワイトスペースの活用を始めとした電波の有効利用のための方策を2010年度中に「新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム」において策定。 | 研究開発や実証実験などを実施し、ホワイトスペースを活用した新たな電波利用を展開。 | | | |
| 27 | 書籍の電子配信の促進(短期・中期) | 書籍の電子配信を促進するに当たって、知の拡大再生産の確保に留意しつつ、非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図るとともに、商業分野において民間における標準規格の策定、権利処理ルールやビジネスモデル形成の取組を支援する。 | 総務省 | 前年度からの総務省・文部科学省・経済産業省の合同開催による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を引き続き実施し、作家や出版者等の関係者を含めてデジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進等に向けた検討を行い、6月を目途に一定の取りまとめ。 | 2010年度に実施される「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」における取りまとめ等に基づき、必要とされる対応等を検討・実施。 | | | |
| | | | 文部科学省 | | | | | |
| | | | 経済産業省 | | | | | |
| 28 | 放送番組の電子配信の促進(短期) | 放送番組の電子配信を促進するため、映像分野の権利処理の一元化、携帯機器への転送の場合のルール形成を支援する。また、IPTVの促進のため、NHK及び民間放送事業者のオンデマンドサービスにおける先端的なサービスを促すよう、取り組む。 | 総務省 | 映像分野の権利処理一元化推進のため権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。 | 映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。 | | |
| | | | | コンテンツ製作者の負担を軽減するためコンテンツプラットフォーム毎に異なるメタデータの共通化に資する実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | |
| 29 | 映画館のデジタル化・3D化の促進(短期) | 映画館のデジタル化・3D化を支援する。 | 経済産業省 | 映画館のデジタル化・3D化の促進手法について、検討を行う。 | 左記、検討を踏まえ、映画館のデジタル化・3D化を促進していく。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|---------------------------|--|-------|--|--|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 30 | 新たな形態のコンテンツ配信の実証実験の支援(短期) | 電子配信の特性を活かした新たな形態のコンテンツ配信に関する実証実験を支援する。 | 経済産業省 | 「7. 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築」における取組の支援や「27. 書籍の電子配信の促進」の検討結果を踏まえて支援。 | | | | |
| | | | 総務省 | マルチワンプラットフォームサービスを活用した新たな流通経路におけるコンテンツ電子配信を始めとしたユビキタス特区事業の実施。 | ビジネス化に向けて、必要に応じた報告の徴収等。 | | | |
| 31 | プラットフォームの標準化(短期) | 重要なプラットフォーム(例えば3D映像やIPTV)に関し、標準化ロードマップを含む戦略を官民一体となって策定・実行し、実証実験や国際標準化を一体的に支援する。 | 総務省 | 一般社団法人IPTVフォーラムで検討されたIPTV配信用のメタデータ要件を基に実証実験を実施。 | 前年の実証実験成果を基に、一般社団法人IPTVフォーラムで標準化を実施。 | | | |
| | | | 経済産業省 | 3D映像の標準化政策に関し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」下の「国際標準化戦略に関する検討チーム」において検討を行い、結論。(2010年9月) | 民間の場において標準化等を推進。 | | | |
| 32 | プラットフォーム競争の促進(中期) | 重要分野(例えば書籍)に関し、ユーザーの利便性確保の観点から、官民一体となって、排他的でないマルチプラットフォーム戦略を策定し、プラットフォーム間の競争を促す。 | 経済産業省 | 我が国におけるプラットフォームビジネスの振興のため、次の点について実施。 <ul style="list-style-type: none"> －魅力ある3D映像制作技術・技法の開発 －制作ワークフロー「改善」の研究 －3D映像の生体安全性ガイドラインの精緻化・普及を図るとともに、ISOの国際規格化。 －国内外の有望なクリエイターに対し、新たな映像表現手法である3D技術を使った映像の制作・発表の場を設ける設定。 －アニメ分野における3D技術に関する人材育成を実施する。 ・また、コンテンツを活用した新メディアの創出を促進するための技術開発や標準化支援、制度整備等を推進するための技術戦略マップを改定し、課題抽出を行うとともに、広く普及公表。 | | 実証実験後の成果を基に、コンテンツマルチユースを可能とするビジネスモデルの検討支援。 | | |
| | | | 総務省 | 電子書籍に関し、プラットフォーム間の競争を促す観点から、グローバル規格の策定やプラットフォームビジネスモデルの構築のための環境整備を図る。 | コンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツホルダーが様々な流通経路やプラットフォームにおいてコンテンツマルチユースを可能とする技術共通化を検討。 | | | |
| 33 | プラットフォームのビジネスモデルの検討(中期) | プラットフォーム事業者とコンテンツ事業者によるマーケット情報の共有を始めとする双方にメリットのあるビジネスモデルの構築に向けた環境整備について検討する。 | 経済産業省 | 双方にメリットのあるビジネスモデル構築の観点から、電子書籍に係るプラットフォームビジネスモデル構築に関する検討を実施。 | | 左記の結果を基にプラットフォームビジネスモデルの構築を実施。 | | |
| | | | 総務省 | 現状のプラットフォームビジネスモデル構築にむけた環境整備に関わる課題を 検討。 | プラットフォームビジネスモデル構築に向けた環境整備。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|--------------------------------|--|--|---|-------------------------------|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 34 | ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期) | 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。 | 外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省 | 関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。 | 我が国における締結作業。 | 関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。 | | |
| 35 | 二国間協議を通じた著作権侵害対策の強化(中期) | 二国間の関係省庁横断的な協議の場や著作権に関する協議の場を通じ、侵害発生国・地域の政府に対し、具体的なコンテンツ侵害状況を踏まえ、コンテンツ侵害対策の強化を強く働き掛け、是正を実現する。 | 外務省 文部科学省 経済産業省 総務省 | デジタルコンテンツの重要性の高まりや深刻化するその侵害状況を念頭に置き、産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、著作権侵害対策強化に向けた要請や協力を実施し、世界における我が国の著作権侵害状況を改善。 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日中ハイレベル経済対話 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日中著作権会議 - 日韓著作権協議 - 日中知的財産権WG - 官民合同ミッション等 | | | | |
| 再掲 | 海外のユーザーに直接ネット配信する仕組みの構築(短期・中期) | ネット上で日本のアニメや音楽を海外に配信する仕組みの構築を支援する。 | 経済産業省 | アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。 | 左記検討結果を基にアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。 | | | |
| 36 | アクセスコントロール回避規制の強化(短期) | 製品開発や研究開発の萎縮を招かないよう適切な除外規定を整備しつつ、著作物を保護するアクセスコントロールの一定の回避行為に関する規制を導入するとともに、アクセスコントロール回避機器について、対象行為の拡大(製造及び回避サービスの提供)、対象機器の拡大(「のみ」要件の緩和)、刑事罰化及びこれらを踏まえた水際規制の導入によって規制を強化する。このため、法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を2010年度中にまとめる。 | 文部科学省 経済産業省 財務省 | 内閣官房、文部科学省及び経済産業省が協力して行う検討を踏まえ、文化審議会、産業構造審議会等において必要な検討を行い、国内規制について具体的な制度改革案を得る。 国内規制の検討状況を踏まえ、必要に応じ関税・外国為替等審議会等において検討し、水際規制について、具体的な制度改革案を得る。 | 左記検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|--------------------------|--|-------|---|--|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 37 | プロバイダによる侵害対策措置の促進(短期・中期) | プロバイダと権利者が協働し、インターネット上の侵害コンテンツに対する新たな対策措置(例えば、警告メールの転送や技術的手段を用いた検知)を図る実効的な仕組みを2010年度中に構築する。併せて、現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で、実効性を担保するための制度改正の必要性について検討し、2010年度中に結論を得る。さらに、それらの取組の進捗状況を踏まえて、必要な措置を講じる。 | 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等におけるプロバイダと権利者による協働の促進。 ・権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等の関係者からなる連絡会の設置を通じた実効的な仕組みの構築。 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、プロバイダと権利者による協働体制の促進を支援 ・ガイドラインの改定等、関係者を網羅した対策の実施。 | | | |
| | | | | <p>現行のプロバイダ責任制限法の検証を図った上で制度改正の必要性について2010年度中に結論を得る。</p> | <p>検証の成果を踏まえた対策を実施。</p> | | | |
| | | | | <p>ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築)</p> | <p>ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良) ・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。 | | |
| 38 | 正規配信サービス展開の促進(中期) | インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策としての観点も踏まえ、民間企業が消費者の利便性に即した正規サービスを展開することを促進する。 | 経済産業省 | <p>アニメ・コミックについて全世界をターゲットとしたネット配信ポータルサイトの構築等について、民間サイドのニーズに応じた支援を検討。</p> | <p>左記検討結果を基に正規配信を促進する観点からアニメ・コミックの海外展開の支援を実施。</p> | | | |
| | | | 総務省 | <p>映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の窓口一元化、不明権利者探索の実証実験を実施。</p> | <p>映像分野の権利処理一元化推進のため、不明権利者探索の一元化の実証実験を実施。</p> | <p>映像分野の権利処理一元化推進のため、権利処理業務の電子許諾システム等の実証実験を実施。</p> | | |
| 39 | 著作権侵害防止技術の開発支援(短期) | 民間における著作権侵害防止に関する技術の開発やその活用を支援する。 | 経済産業省 | <p>中国における侵害を踏まえ、ネット上の違法コンテンツ流通を自動的に検知するシステムの開発及びその実効性向上に向けた実証事業を実施。</p> | <p>左記の実験の成果を踏まえ、ネット上における実効的な違法コンテンツ流通対策を実施。</p> | | | |
| | | | 総務省 | <p>ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの構築)</p> | <p>ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの機能拡張・運用性の向上)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク上の侵害コンテンツの検知とプロバイダ等への削除要請を容易にするシステムに関する実証実験の実施。(検知・削除要請システムの実用化に向けた改良) ・関係者の共同によりネットワーク上のコンテンツの不正流通対策を行う共同検知センターを設立。 | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|----------------------------------|--|-----------------------|---|--|--|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 40 | 著作権侵害に関する普及啓発活動の強化(中期) | 官民一体となった消費者の普及啓発活動を強化する。 | 文部科学省 経済産業省 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> 一般国民、都道府県等著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象とした各種講習会を開催するとともに、著作権に関する学習ソフト等を開発しホームページを通して広く提供することで、多くの人々を対象として著作権保護に関する普及啓発を実施。 権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 模倣品海賊版撲滅キャンペーンを実施(ネット上の著作権侵害コンテンツ問題を含む)。 権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 電気通信サービスの利用者に対する周知・啓発を実施。 著作権侵害が疑われる情報の削除要請を受けた中小プロバイダからの問い合わせに対応する相談窓口に対する支援。 権利者団体、通信事業者、動画投稿サイト運営事業者、放送事業者等からなる連絡会において、関係者が一体となって、効果的な普及啓発・広報の在り方等について検討、実施できるよう支援。 権利者団体、関係省庁等と連携し、定期的に集中的な普及啓発活動を実施。 | | |
| 41 | 警察による取締り(短期) | 警察による効果的な取締りを実施する。 | 警察庁 | ファイル共有ソフトを使用するなどの悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化(効果的な捜査手法を適宜活用)するとともに、官民の普及啓発活動と連携しつつ、同種事犯の抑止のための積極的な広報を実施。 | | | | |
| 42 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(中期) | デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012年までに結論を得る。 | 文部科学省 | <ul style="list-style-type: none"> 補償金制度については、コンテンツ利用の利便性向上とクリエイターの権利保護のバランスについて、関係者の合意形成に向けた検討を進めるため、経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。利害関係者間で一定の合意が得られれば文化審議会著作権分科会での検討を開始し、結論が得られ次第必要な制度改革案をとりまとめる。 その他のデジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の諸課題については、文化審議会著作権分科会において順次検討を行い、その結果措置を講じることが可能なものから実施。 | | | | |
| 43 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 | これまでの検討結果を踏まえ、2010年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を講ずる。 | | | | |
| 44 | 著作権制度上の課題の総合的な検討(短期) | 42の著作権制度の総合的な検討のうち、著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。 | 文部科学省 | 文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。 | | | | |
| 再掲 | ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(短期) | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送における利用を始めとして、今後のビジネス展開の円滑化が図られるよう、国際的動向も踏まえながら民間における関係者間のルール形成が促進されるよう支援する。 | 文部科学省 | インターネット上におけるコンテンツの部分的引用やネット上の放送等に関し、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、その必要性も含めて施策を検討。 | 左記の検討に基づき、必要に応じて支援のための施策を実施。 | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|---------------------|-----------------------|---|----------------|--|--|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| III. 知的財産の産業横断的な強化策 | | | | | | | | |
| 1 | 新たな出願支援策の創設(短期) | 特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業のための出願支援策として、弁理士費用の負担を軽減させるための方策(例:「特許パック料金制度」(特許庁へ支払う費用と弁理士費用を合わせた低額な料金制度))やその是非について関係者の意見を聞きつつ検討を行い、2010年度中に結論を得る。 | 経済産業省 | 中小企業や弁理士を含めた関係者・関係団体と意見交換し、特許出願に不慣れなベンチャー・中小企業の出願を支援する新たな方策(例:「特許パック料金制度」)及びその是非について検討。 | 検討結果を踏まえ、必要に応じ、他の中小企業支援施策とも連携して、施策を展開。 | | | |
| 2 | 特許関係料金減免制度の拡充(短期) | 特許関係料金の減免制度について、対象となる中小企業の範囲の大幅な見直しや申請手続の見直しにより、わかりやすく利用しやすいものへと拡充する。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討し、わかりやすく利用しやすい特許関係料金減免制度へと拡充。 | | | | |
| 3 | 手続書類作成支援ツールの提供(短期) | 特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とし、特許の願書や審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有した手続書面作成支援ツールを開発し、提供する。 | 経済産業省 | 特許、実用新案、意匠及び商標の出願時の手続を容易に行うことを可能とする手続書面作成ツールを開発、提供。(同ツールは、特許の願書、審査請求書、早期審査請求のための書面を一度で作成できる機能も有するもの) | | | | |
| 4 | 外国出願支援の拡充(短期) | 外国出願費用の助成制度を拡充する。 | 経済産業省 | 外国出願費用助成制度の支援対象に、従前の特許に加えて意匠及び商標を追加。 地方公共団体に対し、外国出願費用助成制度への参画や、外国出願支援への独自の取組が促進されるよう、働きかけの強化を実施。 | | | | |
| 5 | ワンストップ相談窓口の整備(短期・中期) | 事業に資する知的財産マネジメントに関する多様な相談を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を2010年から全国に整備するとともに、多様な相談に適確に対応できる人材を育成し、併せて地方自治体や地域における支援機関との連携を強化する。 | 経済産業省 農林水産省 | 「課題解決型相談・コンサルティング事業」において都道府県ごとにワンストップ相談窓口を設置。 地方農政局に農林水産関係の知的財産に関する総合的な相談窓口を設置。 | 相談窓口で対応する人材に対する研修等の検討・実施。 ワンストップ機能の強化を着実に実行できるよう見直す体制を構築し、地域知的財産戦略本部、地方自治体や地域における支援機関、知財専門家とのネットワークを強化。 | | | |
| 6 | ベンチャー・中小企業支援体制の整備(中期) | ベンチャー・中小企業の知的財産活動を支援する人材を育成、確保するとともに、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを総合的に支援できる体制を整備する。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会において、支援人材の育成、確保及び総合的な支援体制の在り方について検討し、結論を得る。 | 検討結果を踏まえ、必要性に応じて措置を講ずる。 | | | |
| 7 | 地域中小企業のブランド構築支援(短期) | 地域における技術・伝統文化を含めた優れた資源を用いたブランド構築に向け、海外の重点市場における情報収集・発信を行う拠点の整備も含め、地域中小企業に対する支援策の強化について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 経済産業省 | 重点市場における情報収集・発信拠点を整備を含め、地域中小企業に対する地域の資源を活用したブランド構築支援策について検討を行い、必要な措置を講ずる。 | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|--------------------------------|--|--------------|--|--|--------|---|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 8 | 地域の食材を核とした食文化のブランド構築(中期) | 地域における食材を核とした食文化のブランドの構築に向けた地域の取組を促進するため、商品開発と併せ、海外への情報発信や知的財産権の効果的活用を含めたブランド戦略の策定を支援する。 | 農林水産省 | 食文化のブランド構築に関する先進事例の調査・分析を全国的に行い、今後の課題、対策を整理。 | 地域の生産者、飲食業を含めた関係者が連携した食文化のブランド構築の取組を促進するため、新たな商品開発の支援、海外への情報発信や意匠権・商標権の効果的活用を含めたブランド戦略策定支援を実施。 | | | |
| 9 | 知的財産戦略の普及啓発(短期) | ノウハウ秘匿を含めた知的財産戦略の重要性をベンチャー・中小企業経営に浸透させる大々的な普及啓発活動を展開する。 | 経済産業省 | 企業経営における知的財産戦略の重要性が知的財産への認識が低い者に対しても伝わるような、ベンチャー・中小企業向けの分かりやすいパンフレットを新たに作成、金融機関等に広く配布し周知。 | | | | |
| 10 | 営業秘密管理の浸透(短期) | 営業秘密管理指針を普及させる。 | 経済産業省 | 2010年4月に改訂した「営業秘密管理指針」(新たに、営業秘密の管理状況の自己診断を可能とするチェックシート、秘密保持誓約書等の各種契約書参考例を追加)の普及に向け、関係機関と協力し、パンフレットを広く配布するとともに、多くの説明会を開催。 | | | | |
| 11 | 技術の意図せざる国外流出の防止(短期) | 技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、技術提供や輸出を行うベンチャー・中小企業や大学・研究機関に周知するべく普及啓発活動を展開するとともに、それらにおける自主的な輸出管理体制の構築を支援する。 | 経済産業省 | <ul style="list-style-type: none"> ・外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について、関係機関と協力し、パンフレットを配布するとともに、説明会を全国各地で実施。 ・ベンチャー・中小企業等における自主的な輸出管理体制の構築に向け、民間団体等を活用し、ベンチャー・中小企業等を対象としたセミナーを全国各地で開催するとともに、輸出管理の専門家派遣を実施。 | | | | |
| 12 | ブランド構築と知的財産権の活用促進(短期) | 技術やデザインを活かした新たなブランド構築方法を含めた先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の効果的な活用手法に関する事例集を作成し、ブランド戦略が企業の経営戦略に反映されるよう企業経営層を含めブランド構築・維持に関連する者に対する普及啓発のために活用する。 | 経済産業省 | 技術やデザインを活かした新たなブランド構築手法を含め、先進的なブランド戦略、そのブランドを保護するための知的財産権の活用事例を調査し、事例集を作成。 | 事例集を活用し、企業経営層を含めたブランド構築・維持に関連する者への普及啓発活動を実施。 | | | |
| 13 | ユーザー参加型の実証実験(短期) | 一般のユーザーの参加を得ながら新たなビジネスを創出するため、地域(空間)を特定したユーザー参加型の実証実験をはじめとした取組を進める。 | 総務省 経済産業省 | <p>「新ICT活用サービス創出支援事業」(地場産業・農業、医療・健康等の分野の課題を解決するため、ICTを活用した新規サービスの創出を支援)の一部において、地域を特定して一般ユーザーの参加を得た実証実験を実施。</p> <p>新市場創出・普及を促進するため、先進性・独創性のある技術・サービスモデルを活用した実証事業を一般消費者等を対象に提供し、ユーザーニーズの収集、課題の抽出、必要な検討を実施。</p> | | | | |
| 14 | AI(アグリインフォマティクス)システムの開発(短期・中期) | 世界に例のない新しい農業の姿を目指し、情報技術を用いて篤農家の技術・ノウハウ(暗黙知)を農業者一般に利用可能な形(形式知)に置き換えるAI(アグリインフォマティクス)システムを、そのシステムが生み出す知的財産の管理手法について検討しつつ、開発する。 | 農林水産省 | AIシステムが生み出す知的財産の管理手法の検討。 | モデル農家におけるAIプロトタイプシステムの実証。 | | システムの試用・評価。 (2015年にAIシステムを活用した先進的な農業経営の実現) | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 | |
|----|-----------------------------|---|-------|--|---|--|---|-------------|--|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 | |
| 15 | 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築(中期) | 大学や公的研究機関が研究成果と研究者をもって参画し、複数の企業が資金と研究者をもって参画する、イノベーションの出口イメージを共有した共同研究(共創)の場を構築する。 | 経済産業省 | <p>文部科学省との連携の下、地域において産学官が先端技術の事業化に向けて共同研究を行うための施設(先端イノベーション拠点等)を整備。</p> <p>文部科学省との連携の下、産学官が共同研究体制で先端技術の実用化に向けて実証・評価研究を行うプロジェクトを支援。</p> | <p>・各地の拠点において、オープンイノベーションの最先端事例を創出。 ・拠点におけるポストドクターの活用等により、拠点の機能向上及び先端技術に係る人材育成を推進。</p> <p>文部科学省との連携の下、各地の拠点で行われる産学官の共同研究や技術実証、国際標準化に向けたプロジェクトを支援。</p> | <p>文部科学省との連携の下、つくば地区に、産学官が結集するナノテクノロジー分野の世界的研究開発拠点(つくばイノベーション・アリーナ(TIA))の形成を推進。産学官の関係者で共有した明確なコンセプトの下で、研究インフラ整備を進めるとともに出口を見据えた研究開発プロジェクト等による研究開発を順次実施。</p> | <p>文部科学省との連携の下、つくばナノテク拠点について、出口を見据えた研究開発プロジェクトの重点的実施や産学官拠点として必要なインフラ整備を進めるとともに、産学官の連携により人材育成機能を強化し、人材育成と研究開発との好循環を形成。</p> | | |
| | | | 経済産業省 | <p>経済産業省との連携の下、「産学イノベーション加速事業【産学共創基礎基盤研究】」を、産学の有識者による検討委員会での議論を踏まえつつ試行的に実施し、「産学共創の場」(「知」のプラットフォーム)の構築に着手。</p> | <p>経済産業省との連携の下、産学の対話を通じて「知」の循環を促す「産学共創の場」を構築する本事業を、技術課題数や研究支援規模等を大幅に拡充して本格実施することにより、産学連携を基礎研究レベルまで拡大し、我が国全体の課題解決型イノベーションの創出を加速。</p> | | | | |
| 16 | 産学官が研究開発活動を計画・推進する機能の構築(短期) | <p>知の共創に際し、産業界と大学による緊密な対話を通してイノベーションの出口イメージを共有しつつ、産学連携を基礎研究にまで拡大した上で各々の役割を踏まえた研究開発活動を計画・推進する機能(「知」のプラットフォーム)の構築に着手する。</p> | 文部科学省 | | | | | | |
| 17 | 既存の研究拠点の運用面の改革(中期) | <p>既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、産学官が共創する場を主体的に運営する体制、国費により整備された先端研究設備を企業が共同研究や受託研究で円滑に利用できる仕組みや、複数の企業が参加する共同研究における知的財産管理の仕組み(人材を含む)を整備する。</p> | 文部科学省 | <p>既存の研究拠点や公的研究機関において、それぞれの目的や性格に応じ、運営体制、有効性の高い設備利用、知財管理のルールに関する要望を確認し、必要な検討・見直しを実施。</p> | <p>研究拠点での一層のオープンイノベーションが進むよう、必要に応じて運用体制、設備利用、知財管理のルールについて継続的に検討・改善。</p> | | | | |
| | | | 経済産業省 | | | | | | |
| 18 | 既存の大学知財本部・TLOの再編・強化(短期・中期) | <p>産学双方にとって有効な産学連携を促進する観点から、知的財産活動に関する指標を含め産学連携機能の評価の在り方を見直しつつ、既存の大学知財本部・TLOの再編(ネットワーク化、広域化、専門化)、知的財産マネジメント人材の質的強化により産学連携機能を強化する。</p> | 文部科学省 | <p>経済産業省との連携の下、大学産学連携組織の持続的発展を可能とする体制確立を目指し、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において、大学等知財本部やTLOの産学官連携機能の強化のための方策を検討し、結論を得る。</p> | <p>新たな産学官協働システムにより産学連携機能を強化。</p> | | | | |
| | | | 経済産業省 | <p>両省連携の下、産学連携機能の評価の在り方を見直しを実施。</p> <p>文部科学省との連携の下、TLOの持続的発展を可能とする体制確立を目指し、「創造的産学連携体制整備事業」の実施により、引き続きTLOのネットワーク化・広域化・専門化、知的財産マネジメント人材の質的強化を図る。</p> | <p>左取組のフォローアップを実施。</p> | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|-----------------------------------|---|-------|--|--|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 19 | 知財管理を含む研究マネジメントに関わる専門人材の育成・確保(短期) | 研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、知的財産管理を含む研究マネジメントを行う専門職や先端研究設備の利用補助を含む高度な技術支援を行う専門職の社会的地位を確立するとともに、その人材を育成・確保する。 | 文部科学省 | リサーチ・アドミニストレーターやサイエンステクニシャン等の専門人材の育成、キャリアパスの明確化、全国的な研修システムの整備等についての方策を検討。 | 大学等においてリサーチ・アドミニストレーターやサイエンステクニシャン等の専門人材の社会的地位が確立・定着するよう、5年程度の計画で、全国的な研修システム等を整備するとともに、大学等における専門人材の育成・確保を開始。 | | | |
| 20 | 大学における普及啓発(短期) | 大学において、論文発表の重要性にも留意しつつ、共同研究における論文発表前の特許出願の検討、営業秘密管理や安全保障貿易管理の重要性に関する普及啓発活動を強化する。 | 文部科学省 | 経済産業省との連携の下、大学等関係者が集まるセミナー等の機会を利用し、共同研究における論文発表前の特許出願の検討の重要性等を周知。 | | | | |
| | | | | 大学向けの講演や特許庁ホームページを通じた情報発信により普及啓発を強化。 | | | | |
| | | | 経済産業省 | 有識者を招いた「検討委員会」を設立し、文部科学省との連携の下、「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を改訂。 | 文部科学省との連携の下、改訂した「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」を大学に広く配布するとともに、説明会等を開催。 | | | |
| | | | | 文部科学省と協力し、大学向け説明会等の開催に加え、外国為替及び外国貿易法に基づく技術提供管理について、大学等が法令遵守上実施すべきことを取りまとめた「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)改訂版」や、「安全保障貿易管理ハンドブック」、その他普及啓発用のパンフレット及びポスターを通じた情報発信により普及啓発を実施。 | | | | |
| 21 | 外国企業から大学が受け入れる研究資金の拡大(短期) | 外国企業・機関からの研究資金の拡大に向けて、国費により大学や公的研究機関が獲得した知的財産を基にした共同研究や受託研究における外国企業・機関との連携のルールを明確化する。 | 内閣府 | ・外国企業・機関と国内大学等・公的研究機関との連携につき、国内大学等・公的研究機関における現状規定や問題点等についての調査を実施。 ・同調査結果を踏まえ、連携ルール案を合同で検討開始。 ・合同で検討する場合は内閣府が設置。 | 連携ルールについて結論を得て、大学等に対し周知。 | | | |
| | | | 文部科学省 | | | | | |
| | | | 経済産業省 | | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|------------------------------|--|----------------------------------|--|------------------------------|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 22 | 公的資金による研究成果のオープンアクセス確保(短期) | 公的資金による研究成果(論文及び科学データ)について、原則としてオープンアクセスを確保する。 | 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 | 国費による研究プロジェクトのうち、それぞれの目的や創出される研究成果の性質上、研究成果のオープン・アクセスを確保することが適当なものについて、その交付要綱、委託契約等において、可能な限り研究成果のオープン・アクセスを確保することを求める。 | | | | |
| | | | 文部科学省 | ・学術論文の電子化の推進。 ・大学等における機関リポジトリの着実な整備。 ・産学の研究開発活動や知的財産活動を支援するとともに、研究成果へのアクセスの向上に資するため、関連する特許や文献等の科学技術情報をリンクし提供を行う基盤システム(J-GLOBAL)を整備・充実。 | | | | |
| | | | 厚生労働省 | 厚生労働科学研究成果データベースの検索の利便性を高めるための機能追加等について検討し、結論を得る。 | | | | |
| | | | 農林水産省 | 公的資金(競争的資金等)による研究成果のオープンアクセスの確保と具体的な方策について、省内及び関係研究機関で検討を行い、必要なシステム機能の明確化。 | | | | |
| | | | 経済産業省 | 産業技術総合研究所における研究情報公開データベース(RIO-DB)を拡充整備。 | | | | |
| 23 | 大学の特殊性を踏まえた特許制度の見直し(短期) | 大学や公的研究機関の特殊性(研究成果の社会還元を目的とする)を踏まえ、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善) | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、大学や公的研究機関がより利用しやすいものへと特許制度を見直す。(例:出願フォーマットの自由化、新規性喪失の例外の拡大、アカデミックディスカウントの改善) | | | | |
| 24 | 実効ある産学連携へ向けた予算の見直し・税制の検討(短期) | 産学双方にとって有効な産学連携(共同研究、人材育成)を実現するため、企業から大学や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、予算や関連する措置について抜本的に見直すほか、税制上の支援の在り方を検討する。(例:産学連携促進のためのマッチングファンド、税制上の優遇措置) | 内閣府 | ・産学官連携のための予算や税制上の支援の現状をレビューし、企業から大学等や公的研究機関に流れる資金の拡大・活用を促進する観点から、実効ある産学連携へ向けた予算・税制の在り方を合同で検討開始。 ・合同で検討する場合は内閣府が設置。 | 予算・税制の在り方について結論を得て、必要な措置を取る。 | | | |
| | | | 文部科学省 | | | | | |
| | | | 経済産業省 | | | | | |
| 25 | 知財活用を促進する制度整備(短期) | 特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において検討を行い、通常実施権の登録対抗制度の見直しについて結論を得る。 | | | | |
| 26 | 営業秘密の保護強化(短期) | 裁判公開の原則、被告入の防壁権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に配慮しつつ、刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための適切な法的措置の在り方について成案を編み | 経済産業省 | 法務省と経済産業省とで共同して、刑事訴訟手続における営業秘密の保護の在り方について検討し、可及的速やかに具体的な成案を得る。 | | | | |
| | | | 法務省 | | | | | |
| 27 | 職務発明制度の運用(中期) | 制度改正後の職務発明制度の運用状況について、継続的に情報収集及び評価を行う。 | 経済産業省 | 知的財産活動調査や職務発明制度に関する説明会等を通じて、継続的に情報収集及び評価。 | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|-------------------------|---|----------------|---|---|--------|--------|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 28 | ブランドの構築の取組を促進する制度整備(短期) | ブランドの構築・維持に向けた取組を促進する知的財産制度の整備を進めるための検討を行い、一定の結論を得る。 | 農林水産省 経済産業省 | 地理的表示(決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示)を支える仕組みの導入について検討し、結論を得る。 産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、音や動きを含めた新しいタイプの商標の保護、著名商標の保護の在り方を含め、商標制度の見直しについて検討し、一定の結論を得る。 | | | | |
| 29 | 権利の安定性の向上(短期) | 権利の安定性を向上させる観点から、確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しや、特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方についての整理を行う。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において次を実施。 ・確定した侵害訴訟がその後の確定審決により再審となる制度(蒸し返しの問題)の見直しについて、検討し、結論を得る。 ・特許の有効性を無効審判と侵害訴訟の両方で争えるダブルトラックを含めた特許庁と裁判所の関係の在り方について問題点・論点を整理する。 | | | | |
| 30 | 特許明細書の記載要件の検討(短期) | 技術動向や国際的動向に適切に対応した審査を実現する観点から、特許出願明細書の記載要件について、諸外国との比較分析を踏まえながら検討を行い、必要な措置を講ずる。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会審査基準専門委員会において、特許出願明細書の記載要件に関する審査基準の改訂の必要性について検討を行い、結論を得る。 | 検討結果を踏まえ、必要に応じて審査基準を改訂。 | | | |
| 31 | 特許審査の迅速化(中期) | 特許審査の迅速化を進める。 | 経済産業省 | 必要な審査官・専門補助職員の確保、登録調査機関への検索外注の拡大を含めた総合的な取組を推進し、審査順番待ち期間(FA期間)を27ヶ月にとどめる。 | ・2013年に審査順番待ち期間(FA期間)を11月とする目標達成に向け、毎年度の実施計画を策定・公表。 ・前年度の目標及び実施計画の達成状況に応じ、必要な措置を検討、実施。 | | | |
| 32 | 特許審査ワークショップの拡大(中期) | 特許審査結果の実質的な相互承認に向け、審査実務レベルの国際調和を進めるため、日米欧韓中の五大特許庁(IP5)の枠組みにおいて、各庁の審査結果を共有化するシステムの構築を含めた環境整備を進めるとともに、特許審査ハイウェイの対象拡大・手続簡素化や新たな審査協力の試行・実施を進め、特許審査ワークショップの質を向上し、量を拡大する。 | 経済産業省 | 日米欧韓中の5大特許庁の枠組みにおいて、国際的な特許審査のワークショップを促進すべく以下を含む環境の整備に向け、検討。 ・各庁の審査結果を共有化するシステム ・各庁が保有する先行技術データベースへのシームレスなアクセス環境 ・共通の出願様式、データ形式の標準化 ・多国間特許審査ハイウェイ(PPH)会合において、手続簡素化(PPHの共通申請様式の採用、機械翻訳の利用拡大)について検討・調整を行う。 ・PPHの対象案件拡大(特許協力条約に基づく国際出願の国際調査報告を利用したPPHの利用可能化)、PPH実施国の新興国への拡大に向け、相手国と調整。 新たな審査協力に関する取組に関して議論を積極的にリードすべく、三極や五庁、多国間PPH会合の場を利用して、提案を行うと共に他国との必要な調整を実施。 | 左記について必要な検討・調整を継続し、具体的な合意を得る。また、合意を踏まえた必要な措置を実施。 ・PPHの手続簡素化について合意を得る。 ・更なるPPHの拡大に向け、対象案件拡大や対象国拡大のため相手国との調整。 | | | |
| 33 | 特許法条約加盟に向けた制度整備(短期) | 各国で異なる出願手続の統一及び出願手続の簡素化を目的とした特許法条約への加盟を視野に入れ、期間経過により失われた権利の救済を含め手続の見直しを行い、出願人の利便性向上に資する制度整備を進める。 | 経済産業省 | 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、期間経過により失われた権利の救済を含め手続の見直しについて検討し、結論を得る。 | | | | |

「知的財産推進計画2010」工程表

| | 具体的な取組 | 概要 | 担当府省 | 短期 | | 中期 | | 長期 |
|----|-----------------------------|---|--|---|-------------------------|---|--|-------------|
| | | | | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014～2019年度 |
| 34 | 実体特許法条約の議論の推進(中期) | 特許制度の実体面(例:新規性、進歩性)の調和を目指した実体特許法条約の議論を加速する。 | 経済産業省 外務省 | 特許制度調和に関する国際的な議論の活性化を促すため、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会において、特許制度調和の議論の主要項目の1つであるグレースピリオドの在り方を検討。 ・先願主義、グレースピリオドを含む主要項目について、パッケージとしての合意を目指し、先進国間会合で議論。 ・制度調和に向けた各国の協調を働きかけるべく、米国、欧州各国、韓国等との二国間の対話を実施。 | | | | |
| 35 | 使用言語の違いに起因する負担の軽減(中期) | 特許文献の機械翻訳に関する調査研究や他国と協力した機械翻訳の精度向上の取組を実施し、それらの成果を出願人に提供するとともに、外国語特許文献の検索環境の整備を進める。 | 経済産業省 | 特許文献の機械翻訳(例:日中機械翻訳)に関する調査研究を実施。 日米欧韓中の五大特許庁の枠組において、各庁が提供する機械翻訳の精度を評価・向上させるプロジェクトを実施。 日英機械翻訳用辞書データを毎年蓄積し、低コストで一般に提供。 多言語翻訳機能を含む外国語特許文献の検索システムの開発を推進。 | 調査研究結果を踏まえ、必要な取組を検討・実施。 | | | |
| 36 | 植物新品種保護制度の共通基盤整備(中期) | 東アジア地域における植物新品種保護制度の共通基盤を整備するため、植物新品種保護同盟(UPOV)91年条約の未加盟国に対する加盟の働き掛けや「東アジア植物品種保護フォーラム」の活動を通じて、将来の東アジア品種保護庁の設立を視野に入れた制度共通化に取り組む。 | 農林水産省 | ・東アジア品種保護庁設立に向けた機運の醸成のため、東アジア植物品種保護フォーラムを活用して、品種保護制度の必要性について各国に対して普及啓発。 ・各国のUPOV91年条約締結に向け、国内法改正を支援する専門家を派遣。 ・各国の審査技術の向上に向けた専門家の派遣、研修生の受入。 | | ・東アジア品種保護庁設立に向けた制度共通化を図るべく、多国間の申請様式や審査基準の共通化を検討し、可能なものから試行を実施。 ・左記の専門家派遣、研修生受入の継続実施。 ・UPOV条約締結国との審査協力(審査データの共有化)を拡大・充実。 | 東アジア品種保護庁の設置に向け、東アジア植物品種保護フォーラムの常設事務局の設置し、取組を推進。 | |
| 37 | 途上国の知的財産環境整備(中期) | 途上国、新興国の知的財産人材育成支援を強化しつつ、我が国による研修の経験者とのネットワークを構築する。 | 経済産業省 | ・途上国・新興国からの研修生の受入れ、我が国からの専門家派遣の実施(IT化及び制度構築・運用支援を含む)。 ・我が国による研修の経験者をフォローアップし、研修経験者同士や研修経験者と我が国とのネットワークを構築・維持するため、研修経験者を対象としたセミナーを各国で開催。 ・APEC域内の知的財産関連人材育成機関の情報共有のためのウェブサイト構築。 ・ウェブサイトを活用した人材育成機関間の連携強化策(例:研修プログラムの情報共有や研修生の交換)について検討。 | | 左記の検討結果を踏まえて、APEC域内の人材育成機関間で必要な取組を実施。 | | |
| 再掲 | ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大(短期・中期) | 2010年中に模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の交渉を妥結するとともに、締結後、主要国・地域への加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を広げる。 | 外務省 総務省 法務省 財務省 文部科学省 経済産業省 | 関係国との交渉を継続し、関係省庁で連携しつつ、2010年中の交渉妥結を目指す。 | | 関係省庁で連携しつつ、方針を検討の上、加盟国拡大や二国間協定を通じ、世界大に保護の輪を拡大。 | | |
| 38 | 二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化(短期) | 侵害発生国・地域の政府に対し、協力関係を深めつつ、工業製品、コンテンツ、農林水産物に係る具体的な侵害状況を踏まえた模倣品・海賊版対策の強化を働き掛ける。 | 外務省 文部科学省 経済産業省 農林水産省 警察庁 総務省 財務省 等 | 各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国・地域とさまざまな協議(以下など)の場を通じ、関係省庁で連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。相手国の対策状況をフォローし以後の働き掛けにつなげる。 - 日中経済パートナーシップ協議 - 日中ハイレベル経済対話 - 日韓ハイレベル経済協議 - 日中知的財産権WG - 官民合同ミッション 等 | | | | |